

第5号様式(第7条関係)

会議録

| | |
|---------------------------|--|
| 会議の名称 | 第1回 清須市都市計画審議会 |
| 開催日時 | 平成29年2月23日(木) 午前10時00分から午前10時50分 |
| 開催場所 | 清須市役所南館 2階 第5会議室 |
| 議題 | 付議に係る審議 ① 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(清須市決定)について |
| 会議資料 | 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(清須市決定) |
| 公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由) | 公開 |
| 傍聴人の数 (公開した場合) | 0人 |
| 出席委員 | 河邑委員(会長)、小川(興)委員、小川(禎)委員、鈴木委員、建部委員、辻委員、山ノ内委員、渡辺委員、伊藤委員、村瀬委員 |
| 欠席委員 | なし |
| 出席者(市) | 加藤市長、宮崎建設部長 |
| 事務局 | (都市計画課) 飯田課長、前田主幹、六浦主査、村上主任 |
| 会議の経過 | <p>○開会(午前10時)</p> <p>○市長挨拶</p> <p>○会長 第1号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更についてご審議をしていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>●事務局 資料に基づき説明</p> <p>○会長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>○委員 1101Kの変更理由として故障による制限解除とありますが、故障とはどういったものでしょうか。</p> <p>●事務局 制限解除の要件としましては、主たる従事者の死亡と主たる従事者の故障があります。故障につきましては営農を続けることが不可能である旨の医師の診断書の提出をもって制限解除の判断をしております。</p> |

○委 員

解除に伴い、相続税の納税猶予には影響がありませんでしたか。

●事務局

納税猶予の対象となっていない土地であったため、影響はありませんでした。

○会 長

加齢により営農ができなくなったという理由では、故障とはなりませんか。

●事務局

体力の減退といったものだけでは解除の理由とはなりません。あくまで、故障の場合には、営農が不可能であるという医師の診断書の提出をもって解除の判断を行っています。

○委 員

今後高齢化に伴い、解除となる生産緑地が多数出てくるのが想定されます。市としてこういった状況をどのように考えますか。

●事務局

市街化区域内の農地は本来宅地化を図っていただく土地であり、解除されることにより本来の土地利用がなされるものであると考えます。こういったことから、市の発展を考えるとやむを得ないことであると考えます。

○委 員

今のままでは農地の中に虫食いの的に開発が行われてしまい、工場を誘致するなど、大きな団地として活用することができなくなってしまいます。そうすると有効な土地利用が図れず、低未利用地が増えてしまうように思われます。長期的に考えた場合、清須市としてこういった状況が良いと考えますか。何か方策を検討していただきたいと思えます。

○委 員

前回の都市計画審議会において、田畑による治水対策などの観点からも追加指定してはどうかとの意見を述べさせていただきました。その後、国も生産緑地に対する見方を変えてきているようですが、市としては追加指定について、どのように考えているか、再度確認させていただきたい。

●事務局

現時点においては、市として再指定を行うことは考えていませんが、国の方針として、再指定していくべきということになれば、検討していきたいと考えています。現時点においては、国の指針としても明確になっていないため、まだ判断しかねる状況にあります。

○委員

生産緑地に限らず、農地の保全管理が難しくなっている状況にあります。合併し、農地の課税も宅地並みになったこともあり、ますます耕作放棄地が増えてくる状況にあると思われまます。こういった中で、再指定について、前向きな検討をしていただけないのでしょうか。

●事務局

市街化区域内の農地は、集団で存在するものと、点在するものがあると思われまます。集団で存在する農地については、土地区画整理事業などにより有効な土地利用を図るべきものと考えまます。また、点在する農地については、既に市街化が進んでいる地域であると考えられ、既に有効な土地利用の図ることができる土地であると思われまます。

治水対策につきまましては農地によるのではなく、公園等を活用して対策を講ずるべきと考えており、現在市内各所にて雨水貯留施設の整備を進めている状況にあります。

○委員

対策施設を設けると、維持管理の負担が生じてきますが、田畑においてはそれが生じまません。田畑による治水の有効性が考えられるのであれば、再指定を検討していただきたい。再指定の意向が無いのであれば、その理由を明確にしていいただければと思いまます。

○委員

市街化区域については、市が考えるように、宅地化を図るべき区域であり、農地はある意味ではイレギュラーなものと考えまます。したがって、市街化区域内については、市民農園などを利用することなどが、あるべき姿なのではないかと考えまます。

農業に対するニーズが高まってくるようであれば、難しいかとは思われまます。市において、市民農園などに供するための用地を確保していくなどの方策も必要かと思われまます。

○会長

様々なご意見がありまましたが、これらの意見を参考にしただき、それぞれ市にて検討いただければと思いまます。それでは議案について採決をとりたいと思いまます。第1号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更について原案のとおり可決してご異議ありませんか。

○委員

異議なし。

○会長

ありがとうございました。原案のとおりご異議ありまませんでしたので、第1号議案については可決いたしまました。

以上をもちまして、審議を終了いたしまます。委員の皆様ご協力ありがとうございました。

| | |
|-------------|---|
| | <p>●事務局 河邑会長、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、第1回清須市都市計画審議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。</p> <p>○閉会（午前10時50分）</p> |
| 会 議 の 結 果 | 第1号議案（清須市決定）について原案のとおり可決 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 建設部 都市計画課 052-400-2911（代表） |